

証券コード 6342

平成28年6月9日

株 主 各 位

愛知県小牧市大字入鹿出新田字宮前955番8

株 式 会 社 太 平 製 作 所

取締役社長 神 谷 慎 二

第129回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびの「平成28年（2016年）熊本地震」により、被災されました皆様には心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第129回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月23日（木曜日）午後4時50分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県小牧市大字入鹿出新田字宮前955番8 当社会議室
(末尾の会場のご案内図をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
 - 報 告 事 項 1. 第129期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第129期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第 1 号議案 剰余金処分の件
- 第 2 号議案 定款一部変更の件
- 第 3 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 5 名選任の件
- 第 4 号議案 監査等委員である取締役 3 名選任の件
- 第 5 号議案 補欠の監査等委員である取締役 1 名選任の件
- 第 6 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額
設定の件
- 第 7 号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以 上

=====
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出
くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修
正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト

（アドレス <http://www.taihei-ss.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業の設備投資の持ち直しなどを背景に緩やかな回復基調が続いておりますが、中国をはじめとした海外経済の減速や原油価格の下落などの影響で円高・株安傾向になるなど経済全体として不安定な状況の中推移いたしました。

当社グループを取り巻く事業環境におきましては、平成26年4月の消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動の影響からの持ち直しで新規設備投資の増加が見え始め、新設住宅着工戸数も前年比4万戸増(4.6%増)となりました。設備投資に対する見方は依然として変わらず慎重なものとなっておりますが、少しずつ回復傾向にあるものと思われれます。

このような状況の中、当社グループといたしましては、営業を中心とした販売活動と機械の開発活動に注力した結果、当連結会計年度における売上高は、6,497百万円(前連結会計年度比21.5%増)となりました。売上高のうち輸出は、1,854百万円(前連結会計年度は515百万円)で輸出比率は28.5%となりました。利益につきましては、営業利益は397百万円(前連結会計年度比68.8%増)、経常利益は400百万円(前連結会計年度比64.7%増)となり、親会社株主に帰属する当期純利益は222百万円(前連結会計年度比72.5%増)となりました。

なお、セグメントの業績は次のとおりであります。

合板機械事業は、営業を中心とした販売努力と機械の改良改善に努めた結果、売上高は4,316百万円(前連結会計年度比17.4%増)となりました。営業利益につきましては、生産の効率向上等にもより、470百万円(前連結会計年度比8.8%増)となりました。

木工機械事業は、前期に予定しておりました売上の一部が今期に変更になったことや営業活動による販売努力と機械の改良改善に努めた結果、売上高は1,083百万円(前連結会計年度比55.7%増)となりました。営業利益につきましては、売上増加に加え原価管理と製造コストの削減に努力した結果、24百万円(前連結会計年度は93百万円の営業損失)となりました。

子会社である太平ハウジング株式会社の住宅建材事業は、住宅着工戸数が昨年の消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動の影響から減少傾向にありましたが、今年から少しずつ横ばい傾向となり、最近では増加傾向にあります。その一方、受注競争も熾烈さを増すなど厳しい状況下ではありましたが、営業活動による販売活動等に努力した結果、売上高は1,109百万円(前連結会計年度比13.8%増)となりました。営業利益につきましては、売上増加に加えコスト削減に最大限努力した結果、38百万円(前連結会計年度比51.9%増)となりました。

事 業 区 分	売 上 高 (百万円)	受 注 高 (百万円)
合 板 機 械 事 業	4,316	2,141
木 工 機 械 事 業	1,083	386
住 宅 建 材 事 業	1,109	1,075

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資等の総額は167百万円で、その主なものは、建物及び機械装置の購入とリース資産の更新等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度末における借入実行残高は650百万円であります。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	平成25年3月末 第126期	平成26年3月末 第127期	平成27年3月末 第128期	平成28年3月末 第129期(当期)
売 上 高 (百万円)	4,625	3,740	5,346	6,497
経常利益 (百万円)	208	24	243	400
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	97	67	129	222
1株当たり当期純利益 (円)	7.26	5.01	9.61	16.59
総 資 産 (百万円)	6,337	6,578	10,821	6,877
純 資 産 (百万円)	3,178	3,197	3,275	3,396

(3) 重要な親会社および子会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
太平ハウジング株式会社	50百万円	100%	住宅用建設資材の製造販売

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、消費税率引上げによる駆け込み需要や低金利等の影響により住宅着工戸数が少しずつ増加するものと予想されますが、依然中国をはじめとした新興国経済の下振れリスクや、欧州の債務問題もいまだ解決には至っていないことから、世界経済全体の不透明感はいまだ拭いきれない状況が今後も続く予想されます。当社グループを取り巻く事業環境も住宅着工戸数の増加で少しずつ設備投資意欲の回復には向かいつつありますが、熊本地震の影響等により材料費等の価額が上昇することが懸念されており、依然として厳しい状態が続く事が予想されます。

このような環境のもと、当社グループといたしましては、営業を主体とした販売活動や新規機械の開発に努めるとともに、変化する事業環境や顧客ニーズに対応した機械の改良・改善に取り組み、グループ一丸となって経営の安定化に取り組んで参る所存であります。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

事業区分	主要製品
合板機械事業	CPU付ログチャージャー、ナイフ研磨機、ドライヤー、糊付機、コールドプレス、横型ホットプレス、ダブルソー
木工機械事業	自動カンナ盤、CPU付ギャングリッパー、スキャナー装置、チップパー、フィンガージョインター
住宅建材事業	ツーバイフォー工法住宅用建設資材（木質パネル）

(6) 主要な営業所および工場（平成28年3月31日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	愛知県小牧市
工場	本社（愛知県小牧市）、大阪（大阪市住之江区）
営業所	大阪（大阪市住之江区）

② 子会社

会社名	所在地
太平ハウジング株式会社	岐阜県可児市

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
合板機械事業	76名	3名減
木工機械事業	42名	1名増
住宅建材事業	30名	5名減
全社（共通）	6名	1名増
合計	154名	6名減

（注）使用人数は、就業員数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
124名	1名減	39.8歳	16.7年

（注）使用人数は、就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社十六銀行	200
株式会社商工組合中央金庫	150
株式会社愛知銀行	100
株式会社三菱東京UFJ銀行	100
株式会社名古屋銀行	100

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 25,000,000株
- ② 発行済株式の総数 15,000,000株（自己株式1,576,388株を含む。）
- ③ 株主数 1,504名

④ 大株主（上位11名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
木戸修	1,350	10.06
太平製作所取引先持株会	1,293	9.63
太平製作所自社株投資会	1,050	7.83
無限責任組合員株式会社 サステイナブル・インベスタ	392	2.92
株式会社名南製作所	387	2.89
内藤幸男	350	2.61
株式会社三菱東京UFJ銀行	335	2.50
成田光将	253	1.88
株式会社愛知銀行	250	1.86
株式会社名古屋銀行	250	1.86
三井住友信託銀行株式会社	250	1.86

- （注） 1. 当社は、自己株式1,576千株（発行済株式の総数に対する持株数の割合10.51％）を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役および監査役の状況（平成28年3月31日現在）

氏 名	地 位 お よ び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
成 田 光 將	取 締 役 会 長	太平ハウジング株式会社取締役 (非常勤)
神 谷 慎 二	取 締 役 社 長 (代表取締役)	
桂 山 哲 夫	取 締 役 (総務部長)	太平ハウジング株式会社取締役 (非常勤)
水 谷 央 茂	取 締 役 (小牧事業部長)	
篠 原 利 一	取 締 役 (大阪事業部長)	
内 藤 幸 男	取 締 役	株式会社名南製作所 (顧問)
杉 山 和 美	常 勤 監 査 役	
磯 村 好 宏	監 査 役	磯村税理士事務所 税理士
長谷川 秀 典	監 査 役	

- (注) 1. 取締役内藤幸男氏は社外取締役であります。
2. 監査役磯村好宏氏および長谷川秀典氏は、社外監査役であります。
3. 監査役磯村好宏氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は取締役内藤幸男氏と監査役磯村好宏氏の2名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

② 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の額 (千円)	摘 要
取 締 役	6 名	67,515	社外取締役 (1 名) の報酬等の額は、2,700千円であります。
監 査 役	3 名	16,098	社外監査役 (2 名) の報酬等の額は、5,400千円であります。
計	9 名	83,613	

- (注) 1. 株主総会決議に基づく報酬は、次のとおりであります。
- 取締役 (平成24年6月27日定時株主総会決議) 報酬限度額 年額 150,000千円
- 監査役 (平成24年6月27日定時株主総会決議) 報酬限度額 年額 50,000千円
2. 上記の他、役員賞与引当金繰入額は、26,000千円 (取締役5名) であります。

③ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先 名	兼 職 の 内 容	関 係
社外取締役	内 藤 幸 男	株式会社名南製作所	顧 問	な し
社外監査役	磯 村 好 宏	磯村税理士事務所	税理士	な し
社外監査役	長谷川 秀 典	—	—	な し

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	内 藤 幸 男	取締役として就任後、当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、海外展開等豊富な経験と高い見識を活かし、当社にとって適切な意思決定等の発言を適宜行っております。
監 査 役	磯 村 好 宏	当事業年度開催の取締役会および監査役会のうち8割に出席し、客観的な立場から監査を行い、議案審議等で必要に応じ、主として税理士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
監 査 役	長谷川 秀 典	当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、客観的な立場から監査を行い、議案審議等に必要発言を適宜行っております。また、当社の機械メーカーとしての物づくりに対する考え方等について、アドバイスをしております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査役を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．当社は、取締役会が法令および定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、「コンプライアンス態勢規程」を制定し、この規程に従って、取締役および使用人の職務の執行が、法令および定款に適合することを徹底するものとする。

ロ．当社は、法令・社会規範を遵守した上で「リスクマネジメント」の水準を維持・向上させ、より公正で透明な経営システムの構築を目指す事を目的に「リスク管理規程」を制定する。また、内部統制システムの構築・維持・向上を推進する部署として「内部監査室」を設置する。

ハ．取締役は当社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく「取締役会」において報告するものとする。

ニ．監査役は当社の法令遵守体制および社内通報体制の運用に問題があると認めたときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に関する情報・文書はこれを保存し(電磁媒体を含む)、次の各号に定める文書を関連資料とともに、その保存媒体に応じて適切、かつ確実に保存・管理する。

I 株主総会議事録

II 取締役会議事録

III 稟議書・決裁願書

IV 重要な契約書

V 会計帳簿、貸借対照表、損益計算書、事業報告および附属明細書

VI 税務署その他行政機関、証券取引所に提出した書類の写し

③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

イ．取締役は、個々の業務執行に係る種々のリスクの識別・評価・監視・管理の重要性を認識し、社内諸規程にもとづきその把握と管理のためのリスク管理体制を整備する。

ロ．リスク管理の全社的な統括・推進を行う部署として「内部監査室」を設置して、各管理担当部門を通じて統合的なリスク管理を行う。また「内部監査室」は各部門の適正性、適切性について監査を実施し、その結果を代表取締役社長と監査役に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会の決定にもとづく業務執行については、業務分掌規程、承認基準において、それぞれの責任者および責任について定めることとする。

⑤ 当社（事業報告作成会社）および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当社および当社の子会社は、本基本方針に従い遵法意識の向上および業務の適正を確保することに努める。

ロ．当社取締役および子会社の取締役は各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限および責任を有する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における補助使用人に関する事項および補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人に関しては、監査役から求められた場合は、監査役補助者を設置しなければならない。なお、監査役補助者を設置した場合は監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金の改定については監査役の同意を得た上で社長が決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとする。

⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、法定の事項に加えて、当社ならびに当社グループの経営・業績に影響をおよぼす重大な事項について、「監査役会規則」にもとづき監査役に報告する。

⑧ 財務報告の信頼性、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．当社は、監査の実施にあたり、財務報告の信頼性を確保するため、監査役が必要と認める場合において、弁護士・公認会計士などの外部専門家を含めた適切な体制をとるものとする。

ロ．個々の取引は、社長または規程で定める者の承認を必要とする。

ハ．企業会計原則その他一般に公正妥当と認められる基準に準拠して財務諸表を作成できるように記帳する。

ニ．会計帳簿の資産残高については、当該資産の実査を定期的に行い、差異があれば適切な措置をとる。

ホ．財務報告は必要な社内手続きを経た上で社外に公表する。

- ⑨ 報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が職務執行上必要とする費用の前払いまたは債務の償還手続その他の職務執行について生じる費用等の請求について、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

イ．監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧するほか、必要により説明を求めた場合は、取締役等は速やかに対応する。

ロ．監査役は、会社の重要な意思決定プロセス及び業務の執行状況を把握するため、主要な会議へ出席する。

ハ．取締役は、監査役との意見交換の場を設け、監査役の監査が実効的に行われる体制を整えるように努める。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、上記に掲げた内部統制システムの施策に従い、その基本方針に基づき具体的な取り組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時行っております。また、内部監査室及び総務部が中心となり、当社の各部門に対して、内部統制システムの重要性和コンプライアンス意識の向上を図るべく取り組んでおります。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成28年 3 月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,820,438	流 動 負 債	3,044,968
現金及び預金	2,506,420	支払手形及び買掛金	807,155
受取手形及び売掛金	978,034	短 期 借 入 金	650,000
仕 掛 品	1,040,075	リ ー ス 債 務	52,627
原材料及び貯蔵品	196,212	未 払 費 用	71,792
繰延税金資産	67,221	未払法人税等	120,808
そ の 他	38,445	賞 与 引 当 金	83,763
貸倒引当金	△5,970	役員賞与引当金	26,000
固 定 資 産	2,057,020	前 受 金	1,121,944
有 形 固 定 資 産	1,585,089	そ の 他	110,875
建物及び構築物	626,449	固 定 負 債	435,898
機械装置及び運搬具	124,852	リ ー ス 債 務	142,706
工具器具備品	11,474	繰延税金負債	80,185
土 地	689,746	退職給付に係る負債	157,466
リース資産	132,565	役員退職慰労引当金	13,251
無 形 固 定 資 産	51,679	そ の 他	42,290
リース資産	46,497	負 債 合 計	3,480,867
そ の 他	5,181	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	420,252	株 主 資 本	3,383,531
投資有価証券	134,825	資 本 金	750,000
繰延税金資産	19,815	資 本 剰 余 金	77,201
そ の 他	273,044	利 益 剰 余 金	2,762,141
貸倒引当金	△7,433	自 己 株 式	△205,810
資 産 合 計	6,877,459	その他の包括利益累計額	13,060
		その他有価証券評価差額金	13,060
		純 資 産 合 計	3,396,592
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,877,459

連結損益計算書

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		6,497,522
売 上 原 価		5,277,493
売 上 総 利 益		1,220,029
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		822,542
営 業 利 益		397,486
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,028	
受 取 配 当 金	4,143	
保 険 解 約 返 戻 金	2,231	
鉄 屑 売 却 収 入	1,884	
そ の 他	4,324	13,613
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,152	
そ の 他	69	10,222
経 常 利 益		400,877
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	349	349
特 別 損 失		
ゴルフ会員権売却損	1,648	1,648
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		399,578
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	151,304	
過 年 度 法 人 税 等	28,306	
法 人 税 等 調 整 額	△2,765	176,845
当 期 純 利 益		222,733
親会社株主に帰属する当期純利益		222,733

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年 4 月 1 日)
(至 平成28年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	750,000	77,201	2,619,953	△205,701	3,241,453
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△80,545		△80,545
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			222,733		222,733
自 己 株 式 の 取 得				△109	△109
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	—	142,187	△109	142,078
当連結会計年度末残高	750,000	77,201	2,762,141	△205,810	3,383,531

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	その他の包括利 益 累 計 額 合 計	
当連結会計年度期首残高	33,890	33,890	3,275,344
当連結会計年度変動額			
剰 余 金 の 配 当			△80,545
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			222,733
自 己 株 式 の 取 得			△109
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)	△20,830	△20,830	△20,830
当連結会計年度変動額合計	△20,830	△20,830	121,248
当連結会計年度末残高	13,060	13,060	3,396,592

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	1 社
連結子会社の名称	太平ハウジング株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの …………… 連結会計年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

原材料及び貯蔵品 …………… 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）、連結子会社は移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 …………… 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日（リース資産を除く）以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	7年～50年
機械装置及び運搬具	4年～12年

② 無形固定資産 …………… 定額法を採用しております。

（リース資産を除く）なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア	5年
施設利用権	15年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金…………… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金…………… 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金…………… 当社の役員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金…………… 連結子会社において、役員に対する退職金の支給に備えるため、規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額（中小企業退職金共済制度により支給される部分を除く）に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の見込額は簡便法により計算しております。

- ② 消費税等の会計処理…………… 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を
当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以降実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 1,764,430千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 15,000,000株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
平成27年6月26日 定 時 株 主 総 会	普通株式	80,545千円	6円	平成27年3月31日	平成27年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
平成28年6月24日 定 時 株 主 総 会	普通株式	53,694千円	4円	平成28年3月31日	平成28年6月27日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については元本を棄損しない範囲で預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により必要な資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。輸出に関する取引については、ほとんど円貨建てであるものの、一部外貨建ての営業債権については為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんどが半年以内の支払期日であります。また、その一部には材料仕入れ等の輸入に伴う外貨建てのものもあり、為替の変動リスクに晒されております。

借入金に関しては、主に設備投資や事業の運営に必要な資金の調達を目的としたものであり、このうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務に関しては、設備資金に係る調達でありリスクは微小であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権については、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、回収懸念債権の早期把握や縮小を図っております。また、連結子会社についても同様の管理を行っております。

投資有価証券については、主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行い、取引先企業の財務状況等については定期的な把握を行っております。

借入金に関しては、長年にわたり当社と取引のある銀行等金融機関に限定しており、できる限り金利の変動リスクの少ないもので調達しております。また、連結子会社についても同様の管理を行っております。

金融商品の時価については、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれており、異なる条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	2, 506, 420	2, 506, 420	—
(2) 受取手形及び売掛金	978, 034	978, 034	—
(3) 投資有価証券	134, 824	134, 824	—
資 産 計	3, 619, 281	3, 619, 281	—
(1) 支払手形及び買掛金	807, 155	807, 155	—
(2) 短期借入金	650, 000	650, 000	—
(3) リース債務（流動）	52, 627	55, 418	2, 790
(4) 未払法人税等	120, 808	120, 808	—
(5) リース債務（固定）	142, 706	142, 767	61
負 債 計	1, 773, 298	1, 776, 149	2, 851

(注) 1. 非上場株式（連結貸借対照表計上額 1千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

2. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券については、株式であり、取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債務（流動）、(5) リース債務（固定）

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	253円03銭
2. 1株当たり当期純利益	16円59銭

(注) 連結計算書類中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,362,811	流 動 負 債	2,810,661
現金及び預金	2,313,590	支払手形	547,707
受取手形	607,493	買掛金	210,344
売掛金	211,537	短期借入金	500,000
仕掛品	1,009,508	リース債務	52,627
原材料及び貯蔵品	125,803	未払費用	60,064
前払費用	459	未払法人税等	117,244
繰延税金資産	62,624	前受金	1,121,944
その他	32,548	賞与引当金	70,894
貸倒引当金	△754	役員賞与引当金	26,000
固 定 資 産	2,067,936	その他	103,833
有 形 固 定 資 産	1,569,532	固 定 負 債	373,381
建物	599,407	リース債務	142,706
構築物	28,598	繰延税金負債	80,185
機械及び装置	102,559	退職給付引当金	108,200
車両運搬具	5,225	長期未払金	42,290
工具器具備品	11,427	負 債 合 計	3,184,043
土地	689,746	純 資 産 の 部	
リース資産	132,565	株 主 資 本	3,233,689
無 形 固 定 資 産	51,679	資 本 金	750,000
ソフトウェア	25	資 本 剰 余 金	77,201
リース資産	46,497	資 本 準 備 金	77,201
施設利用権	5,156	利 益 剰 余 金	2,612,299
投資その他の資産	446,725	利 益 準 備 金	126,500
投資有価証券	134,733	その他利益剰余金	2,485,799
関係会社株式	50,000	固定資産圧縮積立金	375,316
長期前払費用	7,268	繰越利益剰余金	2,110,482
保険積立金	253,923	自 己 株 式	△205,810
その他	800	評価・換算差額等	13,014
資 産 合 計	6,430,748	その他有価証券評価差額金	13,014
		純 資 産 合 計	3,246,704
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,430,748

損 益 計 算 書

(自 平成27年 4 月 1 日)
(至 平成28年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	5,399,884
売 上 原 価	4,361,851
売 上 総 利 益	1,038,032
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	676,721
営 業 利 益	361,311
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	1,002
受 取 配 当 金	4,143
保 険 解 約 返 戻 金	2,231
鉄 屑 売 却 収 入	1,884
受 取 賃 貸 料	49,200
そ の 他	4,848
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	9,301
固 定 資 産 賃 貸 費 用	17,099
そ の 他	69
経 常 利 益	398,151
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	349
特 別 損 失	
ゴルフ会員権売却損	1,648
税 引 前 当 期 純 利 益	396,852
法人税、住民税及び事業税	147,739
過 年 度 法 人 税 等	28,306
法 人 税 等 調 整 額	△3,529
当 期 純 利 益	224,335

株主資本等変動計算書

(自 平成27年 4 月 1 日)
(至 平成28年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計
		資 本 準備金	資 本 剰余 金 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余 金 計		
					固 定 資 産 圧縮積立金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	750,000	77,201	77,201	126,500	371,856	1,970,152	2,468,509	△205,701	3,090,009
当 期 変 動 額									
税率変更による 積立金の調整額					8,623	△8,623	—		—
固定資産圧縮 積立金の取崩					△5,163	5,163	—		—
剰余金の配当						△80,545	△80,545		△80,545
当 期 純 利 益						224,335	224,335		224,335
自己株式の取得								△109	△109
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	3,460	140,329	143,789	△109	143,680
当 期 末 残 高	750,000	77,201	77,201	126,500	375,316	2,110,482	2,612,299	△205,810	3,233,689

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	33,866	33,866	3,123,875
当 期 変 動 額			
税率変更による 積立金の調整額			—
固定資産圧縮 積立金の取崩			—
剰余金の配当			△80,545
当 期 純 利 益			224,335
自己株式の取得			△109
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△20,851	△20,851	△20,851
当期変動額合計	△20,851	△20,851	122,828
当 期 末 残 高	13,014	13,014	3,246,704

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 …………… 移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの …………… 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

原材料及び貯蔵品 …………… 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 …………… 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7年～50年

機械及び装置 4年～12年

(2) 無形固定資産 …………… 定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

施設利用権 15年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| (2) 賞与引当金 | 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 |
| (3) 役員賞与引当金 | 役員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 |
| (4) 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額（中小企業退職金共済制度により支給される部分を除く）に基づき計上しております。
なお、退職給付債務の見込額は簡便法により計算しております。 |

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理の方法消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

- | | |
|--------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,690,774千円 |
| 2. 取締役、監査役に対する金銭債務 | |
| 金銭債務 | 42,290千円 |

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	営業取引以外の取引	50,100千円
-----------	-----------	----------

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,576,388株
------	------------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
たな卸資産評価減	102,605
貸倒引当金	61
退職給付引当金	33,120
長期未払金	12,942
賞与引当金	21,835
役員賞与引当金	8,008
投資有価証券評価損	13,898
未払事業税等	9,769
開発研究用設備	77,093
その他	7,707
小計	287,041
評価性引当額	△135,321
繰延税金資産計	151,720
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△165,528
その他有価証券評価差額金	△3,752
繰延税金負債計	△169,281
繰延税金負債の純額	△17,560

法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の32.2%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%となります。

なお、この変更に伴う影響は軽微であります。

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議 決 権 等 の 所 有 (被 有) 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取引金額 (注1)	科 目	期 末 残 高
子 会 社	太平ハウジング 株 式 会 社	所有 直接 100%	役員の兼任	工場用地・建物 の賃貸 (注2)	49,200	—	—

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件の決定方法等

取引の内容については賃貸料であり、金額については近隣の相場を勘案して決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1 株当たり純資産額	241円86銭
2. 1 株当たり当期純利益	16円71銭

(注) 計算書類中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

株式会社太平製作所

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 服部 則夫 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 増見 彰則 (印)

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社太平製作所の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社太平製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

株式会社太平製作所

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 服 部 則 夫 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 増 見 彰 則 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社太平製作所の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第129期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第129期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年 5 月17日

株 式 会 社 太 平 製 作 所 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 杉 山 和 美 ⑩

社 外 監 査 役 磯 村 好 宏 ⑩

社 外 監 査 役 長 谷 川 秀 典 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して以下のとおり当期の期末配当をさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭であります。
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金4円 総額53,694,448円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1)「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実の観点から、監査等委員会設置会社に移行することとし、かかる移行に必要となる、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設、ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除など、定款の一部を変更するものであります。

- (2)業務執行を行わない取締役が、責任限定契約を締結することにより、期待される役割を十分に果たすことができるようにするとともに、今後も有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、定款の一部を変更するものであります。

なお、責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

- (3)その他、上記の変更に伴う所要の変更等を行うものであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生じるものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則 (機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人 第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第17条 当社の取締役は、11名以内とする。 (取締役の選任) 第18条 取締役は、株主総会において選任する。 (取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第1章 総 則 (機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) 会計監査人 第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第17条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、11名以内とし、<u>監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u> (取締役の選任) 第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において</u>選任する。 (取締役の任期) 第19条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現行定款	変更案
(新 設) <u>2</u> 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。 (代表取締役および役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	<u>2</u> <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3</u> 補欠として選任された<u>監査等委員である取締役</u>の任期は、退任した<u>監査等委員である取締役</u>の任期の満了する時までとする。 (代表取締役および役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から選定する。 2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

現行定款	変更案
(新 設)	(重要な業務執行の決定の委任)
	第24条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
(取締役会の決議方法)	(取締役会の決議方法)
第24条	第25条
(条文省略)	(現行どおり)
(新 設)	(取締役の責任免除)
	第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任につき、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。
(顧問、相談役)	(顧問、相談役)
第25条	第27条
(条文省略)	(現行どおり)
第5章 監査役および監査役会	(削 除)
(監査役の員数)	(削 除)
第26条 当社の監査役は、4名以内とする。	
(監査役の選任)	(削 除)
第27条 監査役は、株主総会において選任する。	

現行定款	変更案
<u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	
<u>(監査役の任期)</u>	(削 除)
<u>第28条 監査役の任期は、退任後4年以内に終了する事業年度のうちに最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	
<u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	
<u>(常勤の監査役)</u>	(削 除)
<u>第29条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	
<u>(監査役会の招集通知)</u>	(削 除)
<u>第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>	
<u>(監査役会の決議方法)</u>	(削 除)
<u>第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	

現行定款	変更案
(新 設)	第5章 監 査 等 委 員 会
(新 設)	(監査等委員会の招集通知) <u>第28条 監査等委員会の招集通知</u> は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
(新 設)	(監査等委員会の決議方法) <u>第29条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u>
第32条～第37条 (条文省略)	第30条～第35条 (現行どおり)

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件に、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（6名）は、任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	なり た みつ まさ 成 田 光 將 (昭和19年2月9日生)	昭和37年3月 当社入社 平成5年3月 小牧事業部設計チーフリーダー 平成10年6月 取締役小牧事業部長・開発担当就任 平成16年6月 当社代表取締役社長就任 平成23年6月 大阪事業部長 平成24年6月 当社取締役会長就任(現任) (重要な兼職の状況) 太平ハウジング株式会社非常勤取締役(現任)	253,000株
2	かみ や しん じ 神 谷 慎 二 (昭和31年11月5日生)	昭和50年4月 当社入社 平成12年6月 小牧事業部技術チーフリーダー 平成16年6月 小牧事業部設計・開発部長 平成20年6月 取締役小牧事業部設計・開発部長就任 平成24年6月 当社代表取締役社長就任(現任)	112,000株
3	かつら やま てつ お 桂 山 哲 夫 (昭和21年4月1日生)	昭和44年4月 当社入社 平成12年6月 小牧事業部技術チーフリーダー 平成16年6月 取締役総務部長就任(現任) (重要な兼職の状況) 太平ハウジング株式会社非常勤取締役(現任)	159,700株
4	しの はら とし かず 篠 原 利 一 (昭和27年8月1日生)	昭和46年4月 当社入社 平成17年1月 大阪事業部開発チーフリーダー 平成23年6月 執行役員大阪事業部開発部長 平成24年6月 取締役大阪事業部長就任(現任)	60,000株
5	さい どう たけし 齊 藤 武 (昭和37年12月5日生)	昭和58年4月 当社入社 平成19年3月 小牧事業部技術開発リーダー 平成23年6月 小牧事業部総務チーフリーダー 平成24年6月 執行役員小牧事業部技術部長(現任)	106,000株

(注) 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件に、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行します。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	すぎ やま かず み 杉 山 和 美 (昭和21年7月18日生)	昭和37年3月 当社入社 平成18年6月 小牧事業部開発推進 平成18年6月 常勤監査役就任(現任)	59,000株
2	ない とう さち お 内 藤 幸 男 (昭和15年10月21日生)	昭和39年8月 株式会社名南製作所入社 平成9年6月 同社取締役営業担当就任 平成27年3月 同社退社 平成27年4月 同社顧問就任(現任) 平成27年6月 当社取締役(現任)	350,459株
3	は せがわ ひで のり 長谷川 秀 典 (昭和8年12月21日生)	平成13年3月 株式会社名南製作所嘱託(現任) 平成13年6月 当社監査役就任(現任)	45,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 内藤幸男氏および長谷川秀典氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として内藤幸男氏を指定し届け出ております。本議案が原案どおり承認された場合は、内藤幸男氏および長谷川秀典氏を独立役員とする予定であります。
3. 内藤幸男氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

4. 長谷川秀典氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。
5. 当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、各候補者との間で会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。
6. 当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件に、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行しますので、当社監査役は、本総会終結の時をもって監査役を退任いたします。当社は、平成24年6月27日開催の第125回定時株主総会において役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給決議を行い、支給時期は取締役または監査役の退任時とし、支給の具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に、それぞれご一任いただく旨をご承認いただいております。

本議案をご承認いただいた場合、杉山和美氏および長谷川秀典氏は、監査等委員会設置会社移行に伴い、監査役を退任し監査等委員である取締役に選任されますので、両氏に対する役員退職慰労金につきましては、その支給時期を監査等委員である取締役の退任時とし、支給に係る具体的金額・方法に関しましては、当該監査役の同意を得た上で監査等委員会設置会社移行後の監査等委員である取締役の協議に一任することといたしたく存じます。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件に、本總會終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行します。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備えて、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
いそ むら よし ひろ 磯 村 好 宏 (昭和8年2月21日生)	昭和41年5月 税理士登録 昭和46年1月 磯村税理士事務所開所 平成18年6月 監査役就任(現任)	—

- (注) 1. 磯村好宏氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 磯村好宏氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、当社は、本議案が原案どおり承認され、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した際には、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 磯村好宏氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、税理士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。
4. 当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、磯村好宏氏が監査等委員である社外取締役に就任した際には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成24年6月27日開催の第125回定時株主総会において年額150百万円以内と決議いただいておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に関する定めに代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じです。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、「年額150百万円以内」と定めること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきお諮りするものであります。

現在の取締役は6名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行した後の取締役は5名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものとします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、「年額50百万円以内」と定めること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきお諮りするものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行した後の監査等委員である取締役は3名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものとします。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dotted lines.

メモ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dotted lines.

株主総会会場のご案内

株主総会は、株式会社太平製作所本社で開催いたしますので、ご出席の際は下記の案内図をご参照ください。

記
会 場 所在地 愛知県小牧市大字入鹿出新田字宮前955番 8
 株式会社 太平製作所 本社
 電話 <0568> 73-6411 (代表)
交通機関 名鉄電車 名鉄犬山線岩倉駅下車タクシーにて約15分
 名鉄小牧線小牧駅下車タクシーにて約12分

案内図

